

兵庫県公報

令和6年3月27日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 令和4年10月16日執行川西市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 …… 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第14号

令和4年10月16日執行川西市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決

令和4年10月16日執行川西市議会議員選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和6年3月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

裁 決 書

審査申立人

兵庫県川西市清和台東4-3-6-19-504

中西 典章

上記審査申立人（以下「申立人」という。）が令和5年3月15日付けで提起した令和4年10月16日執行の川西市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する審査の申立てを棄却する。

事案の概要

本件選挙の候補者であった申立人は、令和4年10月28日付けで川西市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、本件選挙の当選人櫻井麻未（以下「櫻井」という。）、当選人坂口美佳（以下「坂口」という。）、当選人角田慎司（以下「角田」という。）については、川西市内に住所を有しておらず、市議会議員の被選挙権を有していなかったとして、また、角田及び当選人内山裕介（以下「内山」という。）については、議員との兼業が禁止される川西市と請負関係にある者等に該当し、当選の告知を受けた日から5日以内に所定の届出をしていないから、その当選を失っているとして、それぞれ当選の効力に関する異議の申出を行った。

これに対し、市委員会は令和5年2月22日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、これを不服として、令和5年3月15日付けで当委員会に対し、原決定を取り消し、櫻井、坂口、角田、内山の当選の効力を無効とする裁決を求め、本件審査を申し立てた。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定し、同法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定している。

従って、櫻井、坂口、角田については、本件選挙の被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3か月以上、すなわち令和4年7月16日から同年10月16日までの間（以下「本件期間」という。）、引き続き川西市内に住所を有する者であるか否かが争点である。

一方、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第92条の2は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と規定し、さらに公選法第104条は、「地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に対し、地方自治法第92条の2に規定する関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し、第101条の3第2項の規定による当選の告知を受けた日から5日以内に同法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失う」と規定している。

従って、角田、内山については、自治法第92条の2に規定する関係を有し、当選の告知を受けた日から5日以内にその関係を有しなくなった旨の届出をしていないから、公選法第104条の規定により、その当選を失うのか否かが争点である。

審理関係人の主張の要旨

第1 申立人の主張の要旨

申立人は、令和5年3月15日付けで当委員会に審査申立書を提出し、以後、同年4月17日から令和6年3月18日までに追加主張を、令和5年5月31日には市委員会の弁明書に対する反論書を提出した。

また、当委員会は、申立人に対し、令和6年3月7日に職権による質問を実施した。それらの主張を要約すれば、概ね次のとおりである。

1 住所の認定方法

- (1) 複数の住居を使用している際には、どこが全生活の中心にあたるかの調査と認定が重要かつ必須であり、光熱水の使用量調査や近隣住民の聞き込み等を元に比較考量しなければならないが、市委員会は、ほとんど何もやっていない。
- (2) 市委員会は、外形的に住民票の記録さえ整っていれば住所を有するとし、選挙権を認めているようだが、その解釈は公選法を大きく逸脱しており、決定自体が違法、無効である。
- (3) 市委員会は、異議申出に係る決定書において、当選無効の立証責任が申立人側にあるかのような記述をしているが、調査義務は一定の公共情報を取得できる市委員会にあり、市委員会が職務上の調査を尽くさず、申立人の立証につき、十分でないことを主張することは失当であり、責任転嫁である。
- (4) これまで、県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）は全生活の中心の認定にあたって、その可能性のある住居について1年分の電気・ガス・水道の使用量がわかる書面や、住居内のベッドや間取り、室内の状況がわかる写真等の提出を求めており、本件についても十分な調査を求める。
- (5) 他の都道府県における当選に関する争訟では、選挙管理委員会が、居住していないとはいえないという二重否定により、異議申出や審査申立てを棄却したものの、高等裁判所では、住んでいたといえるかどうかという視点で判決が出され、逆転で市議会議員が失職した事例がある。本件においても、当選者に付度せず、客観的に調査・判定し、住んでいなかったといえるかどうかではなく、川西市に住んでいるといえるかという積極的視点で裁決すべきである。

2 光熱水の使用量

- (1) 電気について、価格・COMの電気料金比較によれば、1人世帯は217kwh、2人世帯は374kwh、3人以上世帯は450kwhが月平均である。
- (2) ガスについて、関西電力のデータによれば、2人世帯は26 m^3 、3人世帯は34 m^3 、4人世帯は43 m^3 が月平均であり、これら2人世帯から4人世帯の増加量からの逆算によれば1人世帯は18～21 m^3 が月平均といえる。
- (3) 水道について、川西市水道事業会計決算書によれば、1人あたり8 m^3 超が月平均である。
- (4) 関西電力の「はぴeみる電」サービスに入っていれば、1日単位の住居の使用量が分かり、数日間、電気をつけっぱなしにするような偽装を見破ることができる。県選管は、「はぴeみる電」の契約の有無を調べ、データの提供を求めるべきである。
- (5) 光熱水の使用量は、居住実態を把握するための客観的な証拠となりうるが、より真実を明らかにするためにも、県選管は選挙前の3か月だけでなく、選挙期日前後1年における使用量とその変遷を調査すべきである。

3 携帯電話のGPS情報等

- (1) 申立人は市委員会に対し、携帯電話のGPS情報、経由基地局の情報についての調査を求めているが、実施されなかった。
- (2) これらはどこで起臥寝食していたかを証明する資料となるものであり、情報の提供を求めなかったのは、市委員会の重過失、怠慢である。
- (3) 従来は、住居の光熱水の使用量等が居住認定の物証として利用されてきたが、携帯電話のGPS、携帯電話の基地局、各住居のWiFiルーター等の経由履歴は、それらをはるかに上回る精度で、起臥寝食の場所の把握を可能とする。
- (4) 被選挙権の有無という、高度に正確性を求められ、民主主義や社会的意義において虚偽や誤認が許されない目的である以上、厳しく精緻に調査する必要がある。
- (5) 119番通報を受ける救急センターが、通話者のGPS情報から、救急現場がおおよそどこであるかを把握しているのは周知の事実である。救急センターがGPS情報を把握、活用しているのだから、県選管が本件審査申立てにおいて、GPS情報を調査するのは自然のことである。

4 櫻井の住所

- (1) 櫻井は妊娠、出産を機に夫と結婚したが、結婚して2年ばかりで、幼児を育てている夫婦にもかかわらず、夫のみが高槻市の住宅（以下「高槻市宅」という。）に住み、櫻井と2歳の長男、長女の3人が川西市東畦野の集合住宅（以下「東畦野宅」という。）に住んでいるなど常識的に考えづらい。
- (2) 高槻市宅、東畦野宅の両方の周辺住民の聞き込みや、自治会加入の是非、自治会活動等を調査すべきである。また、東畦野宅に住む長女、高槻市宅に住む夫への聞き取りも必要である。
- (3) 東畦野宅における電気の使用量は、7月233kwh、8月247kwh、9月166kwhであり、明らかに1人世帯である。
- (4) 東畦野宅におけるガス使用量は、7月9m³、8月11m³、9月18m³であり、7月～8月は1人世帯の半分近くである。
- (5) 東畦野宅における水道使用量は、7月～8月25m³、9月～10月33m³であり、3人世帯であれば2か月で48m³（8m³×3人×2か月）程度になるはずのところ、7月～8月は半分程度である。
- (6) 光熱水の使用量から判断すれば、東畦野宅に住んでいるのは長女であり、櫻井と長男は、夫と高槻市宅に住んでいると思われる。県選管は、高槻市宅の電気・ガス・水道の使用量等について調査すべきであり、仮に、櫻井がそれらの資料を提出しないのであれば、提出をしなかったということ自体が、櫻井が高槻市宅に住んでいたことの証拠である。
- (7) 櫻井は当選後に骨折しており、同僚議員に「家の階段で落ちた」と話していたらしいが、東畦野宅には階段などなく、高槻市宅の階段で足を踏み外したと考えられる。
- (8) 申立人が異議申出を提出する直前に実施した8日間の調査では、東畦野宅の駐車場に櫻井の車が深夜に停まっていたのは2日間だけだった。
- (9) 市委員会が調査したETCカードの記録をもって、櫻井が川西市と高槻市を頻繁に往復しているわけではないとは言えない。ETCカードの利用明細には、クレジットで買い物をしている記載がほとんど確認できないことから、櫻井が別のETCカードを所持し、それをういて移動している可能性がある。
- (10) 申立人が高槻市宅の近隣を聞き込みしたところ、「家族で住んでいる」、「小さい子供がいる」、「自治会費を奥さんから受け取った」等の証言があった。
- (11) 櫻井が、自らの住所を証明しようとするれば、まずは、東畦野宅に住む長女や高槻市宅に住む夫に証言をさせ、その陳述書を提出するのが第一歩である。櫻井がそれをしないのは、家族に嘘をつかせたくないからである。
- (12) 議員である櫻井の言い分は無批判に認定し、申立人の言い分は根拠に基づいたものしか認めないという市委員会の態度は著しく公平さを欠いており、裁決は違法、無効である。

5 坂口の住所

- (1) 坂口は8年以上にわたり、川西市加茂の集合住宅（以下「加茂宅」という。）に住んでいると主張しているが、自治会活動や地域活動をしている形跡がほとんどない。
- (2) 加茂宅の別の住民からは、坂口は住んでおらず、選挙目的で賃貸しているにすぎないと聞いている。また、川西市議会など複数の関係者からは、坂口は吹田市の住宅（以下「吹田市宅」という。）に母親と一緒に暮らしていると聞いている。
- (3) 県選管は、加茂宅や吹田市宅への立ち入り調査、家具・家電の配置、間取り等が分かる図面の提出を求め、調査すべきである。

- (4) 加茂宅の電気の使用量は、7月173kwh、8月145kwh、9月122kwhであり、すべて平均を下回り、9月においては約半分である。
- (5) 加茂宅のガス使用量は、7月14.2m³、8月15.3m³、9月16.6m³であり、水道使用量は、7月～8月1m³、9月～10月13m³であり、それぞれ平均を少し下回る程度である。
- (6) 坂口は、平成26年の川西市議会議員選挙においても、居住実態なしの疑いをもたれ、当選無効の異議の申出をされている。当時、坂口の居住を認める要素はゼロであったにもかかわらず、居住していたと結論づけた市委員会には公正な決定をする意思がない。
- (7) 申立人が、坂口の外出時に、加茂宅のベランダに坂口とは異なる男性を見かけたため、インターホンを押すと、当該人物が玄関先に出てきたことがある。また、その際、ドア越しに内部の様子をうかがうことができたが、市議会議員が何年も暮らしているとは思えないほど、狭い部屋であった。
- (8) 申立人は、加茂宅周辺で、当該人物が運転する車に坂口が同乗しているのを見たことがある。また、加茂宅には、当該車が継続的に駐車している。
- (9) 坂口が明らかに不在の時に、加茂宅の部屋の明かりが灯っていたことがあり、上記(7)及び(8)で指摘する人物が、加茂宅の真の居住者である可能性がある。
- (10) 県選管は、当該人物の名前や住所、坂口が使用している車の所有者の確認を行い、坂口の居住実態の認定における重要証拠とすべきである。
- (11) 加茂宅の居住者が坂口以外の人物である可能性がある以上、正確な居住認定のためには、吹田市宅の光熱水の使用量を調査することが必須である。

6 角田の住所

- (1) 角田は、池田市宅の住居（以下「池田市宅」という。）から川西市けやき坂の実家（以下「けやき坂宅」という。）に転入しているが、妻や幼い娘と離れ、一人で実家に暮らしているというのは不自然である。住民票だけを実家に移し、妻と娘が暮らす池田市宅から、隣の川西市で仕事をしていたはずである。
- (2) 市委員会は、けやき坂宅の光熱水の使用量しか調べておらず、池田市宅との比較考量を行っていない。また、証言は角田の妻と母のみであり、まったく信用できない。
- (3) けやき坂宅の電気について、料金しか示されておらず、使用量が不明である。県選管は、けやき坂宅の電気の使用量を明らかにすべきである。
- (4) けやき坂宅のガス使用量は、7月12m³、8月8m³、9月10m³であり、単身世帯のようにも映るが、電気料金が多いことからオール電化の可能性もある。
- (5) けやき坂宅の水道使用量は、7月～8月29m³、9月～10月40m³であり、7月～8月は明らかに少なく、角田を除いた両親2人世帯であった可能性が高い。
- (6) 角田が池田市宅からけやき坂宅に転入したとすれば、電気・ガス・水道の使用量について、けやき坂宅で明確な上昇があり、池田市宅で明確な下降が示されるはずである。
しかし、けやき坂宅のガスや水道の使用量について、前年同時期から増加しているのは10月分だけであり、それまでは明確な変動が見られない。
また、池田市宅の水道の使用量について、減少するのは10月・11月分であり、それまでは明確な変動が見られず、さらに池田市宅の電気の使用量は、前年同時期から、逆に増えている月がある。
- (7) 角田の娘は、池田市宅の付近にある幼稚園に通っていると思われるが、市委員会は、櫻井の住所の認定において、櫻井の長男が川西市内の保育所に通っていることを川西市に住所を有することの根拠の一つにした。それであれば、角田の娘が通っている幼稚園が川西市内にないことを、角田の住所が川西市になかったことと材料にすべきである。
- (8) 角田の妻と娘は、令和5年4月に、池田市宅から川西市小花の集合住宅（以下「小花宅」という。）に引越ししている。引越し作業はトラック2台、普通車1台、作業員は少なくとも4人で丸一日かけて行われているが、この荷物量は角田本人を含めた一家全員分であり、妻と幼児のみの世帯でないことは明らかである。
- (9) 申立人は、本件選挙の後には、けやき坂宅の前に角田の車が駐車されているのをよく見かけたが、選挙前は、けやき坂宅の近くで当該車を見かけたことがない。けやき坂宅の周辺には、民間の月極駐車場がないことから、角田はけやき坂宅に住んでいなかったと考えられる。
- (10) 角田は、けやき坂宅周辺での挨拶回りにおいて、「娘が幼稚園に通っており、引っ越しできない」、「賃貸契約期間に拘束があり、その間は引っ越しできない」、「住んでいるのは池田市だが住所を移した」と話していたらしいが、それが事実であれば、角田は自身が不法行為をしていた認識があったことになる。

- (11) 申立人が入手した角田の免許証裏面の住所変更の日付は、非公開で黒塗りされていたが、選挙期日である令和4年10月16日より後の日付であるはずである。県選管は免許証の住所変更の日付を調査し、証拠とすべきである。
- (12) 角田が市委員会に提出した陳述書には、朝は4時半から6時には出かけ、夜は21時以降に帰る生活スタイルだったことが記載されているが、これは居住していない者の典型的な言い訳である。仮に、それが事実なら、近隣の高齢者等に目撃されていてもおかしくないが、角田がけやき坂宅に住んでいたとする近隣住民の証言は皆無である。
- (13) 角田が市委員会に対し、政治活動用事務所看板に貼付する証票の交付を申請したのは、選挙直前の令和4年9月27日である。候補者の心理として、そこに居住していなければ政治活動用事務所看板を設置しようとはならないはずであり、選挙直前になって、ようやく政治活動用事務所看板が設置されたことは、その頃まで、角田がけやき坂宅に居住していなかったことの明白な証拠である。
- (14) 市委員会が作成した記録では、池田市宅の妻とけやき坂宅の母は、ともに「角田は現在けやき坂宅に住んでいる」と証言しているが、ここでいう「現在」とは、市委員会が証言を聞き取った日のことであり、選挙前の3か月のことではない。この証言を元に、角田が川西市内に住所を有しているとした市委員会の決定は馬鹿げている。
- (15) 角田が、自らの住所を証明しようとするれば、まずは、けやき坂宅に住む両親や池田市宅に住む妻に証言をさせ、その陳述書を提出するのが第一歩である。角田がそれをしないのは、家族に嘘をつかせたくないからである。

7 角田の請負関係

- (1) 市委員会は、角田が代表取締役を務める株式会社とびら（以下「とびら」という。）について、医療保険等の範疇で受けている給付費の財源として公費が充当されているだけで、川西市と請負の関係であるといえないと結論づけているが、とびらが行う重症心身障害児のための児童デイサービス事業が川西市に誘致された経緯や、川西市から受けている補助金や給付金の内容、金額、それらの事業収支における割合等の個別具体的な検討を一切していない。
- (2) とびらが行う重症心身障害児のための児童デイサービス事業は、川西市内で独占的な位置を占めており、角田も市議会においてとびらに関連する質問を多く行うなど、角田の議員としての活動が自身の会社の利益につながる構造となっている。
- (3) 川西市からとびらには、補助金、国保経由の給付金が年間2,700万円ほどあり、公平、公正な活動が求められる川西市議会議員としての適性を欠いている。
- (4) 県選管は、とびらの各年度の決算書を調査し、その収入や利益のうち、川西市からの補助金、給付金、業務委託契約による収入がどのくらいの割合を示しているかを明らかにし、請負関係にあたるかどうかを判定すべきである。
- (5) とびらが、川西市から多額の補助金や給付金を受けているにもかかわらず、請負関係が争点となる本件審査の申立てにおいて、角田が決算書を提出せず、とびらの業務量の全容を明らかにしないのは不誠実である。

8 内山の請負関係

- (1) 市委員会は、内山が勤務する株式会社ケアマインド（以下「ケアマインド」という。）について、介護保険の範疇で実施している介護サービス事業における介護報酬の財源として公費が充当されているだけとし、川西市との請負関係を否定し、内山のサービス付き高齢者向け住宅「レガロアコンフォート川西けやき坂」の施設長という身分が「支配人」にあたるかどうか判断するまでもないとした。
- (2) ケアマインドには、国保経由の給付金が年間約1億3,000万円給付されているほか、住宅改修や福祉用具購入に対する補助金が6年間で約410万円、要介護認定調査委託契約が令和元年度から5年連続で結ばれている。
- (3) 県選管は、ケアマインドの決算書を入手し、事業規模を示し、こうした継続的な補助金等がケアマインドの全業務、全経営収支においてどの程度の割合を占めているかを精査し、請負に当たるかどうか判定すべきである。
- (4) 内山の施設長という身分について、川西市の福祉担当部局と頻繁に交渉し、契約の実務者となりうることに加え、ケアマインドに巨額の給付金が継続的に支払われていることを加味すれば、公選法が被選挙権を認めない請負業者の支配人に当たりうる身分である。
- (5) 内山が、本件選挙の立候補時に、市委員会に提出した経歴調書には、「2022年7月～川西地区マネージ

ヤーとして勤務後、現在に至る」と記載されているが、通常、マネージャーとは、施設長よりも上の身分と考えられる。

- (6) 内山が市委員会に提出した陳述書によると、内山はケアマインドを選挙直前に退職し、当選後にアルバイトとして再雇用契約を結んだとあるが、これは請負関係と認定されないための一連の偽装である可能性がある。

第2 市委員会の弁明書の要旨

市委員会は、令和5年5月22日に当委員会に弁明書を提出したが、その内容を要約すれば、概ね次のとおりである。

1 住所の認定

- (1) 住所については、「その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心」について検討すべきであり、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決定すべきもの」という判例に基づき、各当選人の客観的な生活の本拠たる実体を調査し、判断している。
- (2) そもそも、一般的生活、全生活の中心がどこであるかを判断するにあたっては、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所を総合して判断すべきである。
- (3) 角田はとびらの代表取締役であるが、とびらは川西市内に所在し、市内を中心として児童福祉事業を行っているため、角田の事業活動面の住所の中心が川西市内であることは明白である。
- (4) 櫻井、坂口は本件選挙の立候補時に現職の川西市議会議員であり、櫻井、坂口の政治活動面の住所は川西市内にあったと判断できる。

2 住所の認定に係る調査項目

- (1) 申立人は、さらに調査を実施すべきであったと主張しているが、決定書には、市委員会が確認した事実をすべて記載しているわけではなく、実際には調査や資料の提出を行った項目もある。
- (2) 申立人が主張する携帯電話のGPS情報や、家族が住んでいる別住所（櫻井の高槻市宅、坂口の吹田市宅、角田の池田市宅）の詳細な生活情報などは、各当選人のプライバシーを大きく侵害するものである。
- (3) 市委員会としては、こうしたプライバシーを侵害する項目を調査するまでもなく、市委員会が調査した内容をもって、各当選人の客観的な生活の本拠たる実体を明らかにし、一般的生活、全生活の中心を判断することが十分可能であったと認識している。

第3 参加人の主張の要旨

当委員会は、令和5年10月18日に、利害関係人である櫻井、坂口、角田、内山を本件審査の申立ての参加人として審理に参加させ、櫻井、坂口、角田は同年11月1日に、内山は同年10月31日に、それぞれ意見書を提出した。

また、内山に対しては令和6年2月9日に、櫻井、角田に対しては同年2月19日に、角田に対しては同年2月20日に、職権による質問を実施した。各参加人が当委員会に提出した意見書や異議の申出の際に市委員会に提出した陳述書の内容、質問時における主張を要約すれば、概ね次のとおりである。

1 櫻井の主張の要旨

- (1) 令和2年8月23日に、川西市東畦野6丁目から、長女が先に暮らしていた東畦野宅へ転居し、現在は、長女及び同年9月に出産した長男との3人暮らしである。
- (2) 夫は、夫の両親の介護等があったため、結婚当初からやむを得ず別々に暮らしており、本件期間中も同様であった。
- (3) 夫とは、1週間から2週間に一度の頻度で出会っており、その際は、長男を連れて、夫が住む高槻市宅で1泊から2泊することもある。また、普段からメール等で、夫婦のコミュニケーションは十分に図っている。

なお、本件期間中は、夫の親の介護が大変だった時期であったので、高槻市宅を訪れる頻度は減っていた。

- (4) 高槻市宅には、長男の玩具などを少し置いているが、自身や長男の身の回りの品々は、基本的に東畦野宅で保管している。
- (5) 長男は、基本的に、東畦野宅から川西市内の保育園に通園しており、本件期間中も含め、毎日の送迎は、ほとんど自身で行っていた。週末、自身に夜の会合等がある場合には、夫が保育園に長男を迎えに行き、高槻市宅でそのまま泊らせることもあったが、そういったことは稀であった。

- (6) 東畦野宅と高槻市宅の行き来は、長男がまだ幼く、運転中に急な停車を余儀なくされることもあるため、高速道路ではなく、一般道を使用するようにしている。
- (7) 高槻市宅から川西市内の保育園へは、高速道路を利用しなければ、通勤時間帯では片道2時間近くかかり、毎日往復することは現実的ではない。また、本件期間中、高速道路を頻繁に利用していないことは、E T Cの履歴から明らかである。
- (8) 申立人は、自身の車が東畦野宅に停まっていない期間があったと主張するが、長女も自身の車を運転することがあるほか、選挙カーを借りている時などは、東畦野宅の駐車場には選挙カーを置き、自身の車は東畦野宅の近くの別の場所に駐車させることもある。
- (9) 申立人が指摘する、自身の骨折については、東畦野宅のマンションの外階段で足を踏み外したものであり、高槻市宅で骨折したわけではない。
- (10) 本件期間中、選挙が近いこともあり、川西市内で、ピラ配りや朝立ち等の政治活動を活発に実施しており、その様子はSNSに掲載していた。
- (11) 電気・ガス・水道の使用量については、長男がまだ幼く、長女も、電気や水道を多く使用するような生活スタイルではないことから、平均的な3人世帯の使用量よりも少ない使用量となっている可能性はある。
- (12) 申立人は、高槻市宅の調査を執拗に主張するが、東畦野宅の光熱水の使用量、週5日通園していた保育園の通園証明、E T Cの履歴等から、自身の川西市での居住は立証できている。

2 坂口の主張の要旨

- (1) 平成26年5月21日に、実家である吹田市宅から加茂宅に転居し、以降、同地で生活している。
- (2) 吹田市宅には、母親のほか、妹の家族が住んでおり、自身が吹田市宅を訪れるのは、2～3か月に1回程度の割合である。なお、本件期間中は、選挙前ということもあり、吹田市宅を訪れたことはなかった。
- (3) 加茂地区の自治会の班長としての役割が、4年に一度回ってきているほか、地域の体育祭や文化祭への参加、年末の火の用心の活動など、一定の地域活動は行っている。
- (4) 加茂宅で頻繁に顔を合わす住民や、近所づきあいのある住民はいない。申立人は、同じマンションの住民から、自身が居住していないという証言を得たと主張しているが、会話をしたことがない住民に言質を取る行動には、違和感を感じる。
- (5) 申立人は、自身が不在時に部屋に明かりが灯っていたことがある、バルコで自身とは異なる人物を見かけたことがある等と主張するが、加茂宅には、父親や知人が訪問することもあったので、申立人は単にそれを目撃しているだけである。
- (6) 本件期間中、9月下旬に、1日だけ外泊したことはあるが、それ以外は、すべて加茂宅で寝起きをしていた。
- (7) 自身では、車は所有していないが、知人の所有する車を借りることもあるので、申立人が目撃したとする車は、知人から借り受けたものである。
- (8) SNSは、facebookとInstagramのアカウントを保有しているが、あまり更新していない。
- (9) 水道代を抑えるため、節水を心がけているほか、基本的に朝と夜しかいないので、水道や電気の使用量は、平均よりも少ない使用量となっていると思う。
- (10) 食事については、買ってきた惣菜等を自宅で食べるか、外食することが多く、自炊はあまりしていなかった。
- (11) 過去に居住実態に疑義があるとして、自身に対し、当選無効の異議の申出がなされたことはあるが、そうした苦い経験をしているからこそ、再び同様の疑義をもたれることをするはずがない。公選法が定める、引き続き3か月居住していないといけないという被選挙権のルールは、当然わきまえた上で、普通に生活している。

3 角田の主張の要旨

- (1) 令和3年6月23日に、川西市大和東から池田市宅に転居し、自身、妻、長女の3人暮らしであったが、その後、本件選挙に立候補することとなり、令和4年6月1日に、自身は実家であるけやき坂宅に転居した。
- (2) 本件選挙に立候補するには、選挙期日までに引き続き3か月以上、川西市内に居住していなければならないという公選法の規定は認識していた。このため、遅くとも、令和4年7月初旬には川西市内に転居しようと考えていた。

- (3) 池田市宅は、大家の希望として、1年程度は住んでもらいたいということがあったほか、当時、長女が新たに幼稚園に通い始めたばかりであり、すぐに転園手続きを取ることが困難だったため、自身一人で実家暮らしをすることとなった。
 - (4) 川西市内にある職場まで、池田市宅からは車で30分近くかかっていたが、けやき坂宅からであれば、車で5分以内であり、通勤に便利であった。また、けやき坂宅は川西市のほぼ中心に位置し、政治活動を行う上でも便利であった。
 - (5) けやき坂宅には、自身の自家用車を駐車するスペースがなかったため、近くに住む妹の家の敷地に駐車していた。また、けやき坂宅から駐車場所までは、自転車で行っていた。
 - (6) 元々、本件選挙に当選すれば、家族を川西市内に呼び寄せるつもりであった。このため、令和5年4月28日に、実家と池田市宅をともに引き払い、現在は小花宅で、親子3人で暮らしている。
 - (7) けやき坂宅に転居してからも、週末は池田市宅に帰り、そのまま一泊か二泊することが多かった。それ以外の日は、けやき坂宅で就寝しており、本件期間中も同様であった。
 - (8) 当時から、生活の本拠が川西市内にあると認められるかについては留意しており、一週間のうち2日までであれば、池田市宅で寝泊まりしても大丈夫だろうと判断していた。また、妻や長女に会えない時は、LINEやビデオ通話によって、夫婦や親子のコミュニケーションを図るようにしていた。
 - (9) 平日は、車で朝立ちをやるために、早ければ朝の4時台には出かけ、日中は関西近郊を移動し、夜は22時以降に帰宅する生活であった。特に、車で朝立ちは、他の候補者と場所の取り合いになるため、相当早くに家を出る必要があった。
 - (10) 食事については、朝は何も食わず、昼や夜は、友人、知人、会社関係者と会食することが多く、実家で夕食を食べることは少なかった。
 - (11) 入浴については、帰宅後、軽くシャワーを流す程度であった。
 - (12) けやき坂宅には、かつての自身の部屋が残されていたが、半分、物置のような状態であったこともあり、主な生活場所としては、和室を使用していた。ベッド等の家財道具は、一通り揃っており、池田市宅から持ち込んだのは、自身の洋服が主であった。
 - (13) 池田市宅には、けやき坂宅に持ち込んだ洋服以外の身の回りのものや、自身の趣味であるサーフィンやトライアスロンに関する品等が多数残されていた。なお、引っ越し業者のトラックは、荷物で満載となったのではなく、半分か程度の登載で済んだと記憶している。
 - (14) 本件期間中、選挙に近いこともあり、川西市内で、ビラ配りや朝立ち等の政治活動を活発に実施しており、その様子はSNSに掲載していた。
 - (15) けやき坂宅に、政治活動用事務所看板を設置したのは、本件選挙の告示日の少し前である。政治活動用ビラに事務所の所在地を記載することになった等の理由で、たまたまこの時期に看板を設置することとなっただけであり、自身が居住を開始した時期とは何ら関係がない。
 - (16) 申立人は、とびらが川西市内で独占的な地位を有していると主張しているが、川西市内に存在する重症心身障害児の児童デイサービス事業を行う事業所は、とびら以外に、もう1社が存在している。また、川西市の周辺市にも同形態の事業所が存在しており、川西市内の利用希望者は、いずれの事業所をも自由に利用することができる。
- #### 4 内山の主張の要旨
- (1) ケアマインドにおいて、自身が「レガロアコンフォート川西けやき」の施設長として勤務していたのは令和2年7月から令和3年9月までであり、同年10月から令和4年6月までは別施設の管理者として、同年7月から同年8月まではマネージャーとして、それぞれ勤務し、その後は、一般職員として勤務している。
 - (2) よって、本件選挙において立候補の届出をした令和4年10月9日の時点では、ケアマインドの一般職員であった。
 - (3) さらに、本件選挙の期日の前日に当たる同年10月15日にはケアマインドを退職しており、公選法第104条が規定する自治法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出を行う必要はない。
 - (4) 当時から、兼業禁止の規定があることは承知しており、そのまま勤務していても問題ないだろうと判断していたが、疑念を持たれないためにも、また、当選後にこれまでどおり勤務できるかどうか分からなかったため、一旦、退職することとなった。
 - (5) 令和4年11月からは、再度、ケアマインドと雇用契約を締結しているが、パート勤務となっており、申立人が主張する支配人には、現状においても該当しない。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会から弁明書及び原決定の理由となる事実を証する書類の提出を求め、申立人からは反論書を徴した。

また、利害関係人である櫻井、坂口、角田、内山を参加人として審理に参加させ、意見書及び証拠物件の提出を求め、これを徴するとともに、関係先の現地確認、近隣住民等から聞き取り調査を実施した。

加えて、申立人、参加人に対し、職権による質問を実施し、慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

1 被選挙権の要件としての住所

- (1) 住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で、「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、公選法における住所についても「各人の生活の本拠を指す」（昭和29年10月20日最高裁判所判決・平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。
- (2) また、「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）であり、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされている。
- (3) さらに、各人の生活の本拠を判断するにあたっては、「社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるもの」（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）とされている。
- (4) 当委員会は、これらの観点から、櫻井、坂口、角田の住所について検討する。

2 兼業禁止の趣旨及び請負の意義

- (1) 自治法第92条の2において、地方公共団体の議会の議員についての兼業禁止が規定されているのは、「普通地方公共団体の議会の議員や長が当該普通地方公共団体の公金を継続的に自己の営業上の所得とすることになると、当該議員、長たる地位を自己の営業の利益のために利用するおそれが生ずるので、これを未然に防止することにある」（平成15年12月25日東京高等裁判所判決）とされている。
- (2) また、同法同条が規定する「主として同一の行為をする法人」とは、「当該普通地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものであり、この規定の意義に照らせば、当該普通地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるものというべきである。そして、請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の主要部分を占め、その重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情があるときには、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に該当するものと解すべきである」（平成15年12月25日東京高等裁判所判決・昭和62年10月20日最高裁判所判決）とされている。
- (3) さらに、同法同条でいう「請負」とは、「必ずしも仕事の完成に対し報酬が支払われる狭義の請負関係に限らず、広く営利的、経済的な取引契約を含むものであり、地方公共団体の議員、長に対し、兼業禁止という継続的な身分的制約を課していることからすれば、それは少なくとも兼務としてなされる一定の時間的継続性又は反復性を有する取引契約であることを要する」（平成15年12月25日東京高等裁判所判決）とされている。
- (4) また、総務省自治行政局行政課長通知（平成30年4月25日付け総行行第94号「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」）（以下「総務省行政課長通知」という。）によれば、議員又は議員が無限責任社員等を務める企業等が、当該地方公共団体から自治法第232条の2の規定による補助金の交付を受けることについては、「贈与に類するものであり、特段の事情がある場合を除き、当該地方公共団体と営利的な取引関係に立つものではないため、同法第92条の2の請負に該当するものではない」とされている。
- (5) 当委員会は、これらの観点から、角田、内山が、自治法第92条の2に規定する関係を有しているかについて検討する。

3 当委員会が認定した事実

申立人、市委員会及び参加人から提出された証拠物件、当委員会が実施した関係先の現地確認、近隣住民等への聞き取り調査等から、次の事実が認められる。

- (1) 櫻井について認定した事実

- ア 櫻井は、令和2年8月23日を転入日とし、川西市東畦野3丁目13番10—305号（東畦野宅の住所）を新住所とする転入届を、同年8月25日に提出している。
- イ 東畦野宅の賃貸借契約は、令和2年6月19日付けで、櫻井の長女が借主となり、連帯保証人を櫻井本人とする内容で締結されている。
- ウ 東畦野宅の駐車場使用契約についても、令和2年6月19日付けで、櫻井の長女が借主となる内容で締結されている。
- エ 東畦野宅について、令和2年12月10日付けで、連帯保証人が同居人となったことを変更の理由とする連帯保証人変更届が提出され、令和3年1月5日に当該変更が了承されている。
- オ 櫻井が提出した不動産管理会社の記録では、令和3年12月に東畦野宅の借主を櫻井本人に変更することについて相談があったものの、手続き費用の面で変更しないことになった旨が記載されている。
- カ 令和5年1月18日に交付された櫻井の運転免許証には、東畦野宅の住所が記載されている。
- キ 櫻井が保有する自家用車に係る令和4年8月1日付けの自動車検査証には、使用者の住所として、東畦野宅の住所が記載されている。
- ク 東畦野宅の電気の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和3年10月	9/24～10/21	136kWh	3,321円
同年11月	10/22～11/23	252kWh	6,625円
同年12月	11/24～12/21	291kWh	7,819円
令和4年1月	12/22～1/25	421kWh	12,117円
同年2月	1/26～2/21	299kWh	8,417円
同年3月	2/22～3/22	295kWh	8,503円
同年4月	3/23～4/21	268kWh	7,764円
同年5月	4/22～5/24	178kWh	5,067円
同年6月	5/25～6/21	122kWh	3,349円
同年7月	6/22～7/24	187kWh	5,506円
同年8月	7/25～8/23	233kWh	7,150円
同年9月	8/24～9/25	247kWh	7,913円
同年10月	9/26～10/24	166kWh	5,392円

- ケ 東畦野宅のガスの使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和3年11月	10/8～11/8	17m ³	3,336円
同年12月	11/9～12/7	22m ³	4,106円
令和4年1月	12/8～1/11	31m ³	5,383円
同年2月	1/12～2/7	20m ³	4,096円
同年3月	2/8～3/9	38m ³	6,926円
同年4月	3/10～4/7	38m ³	7,035円
同年5月	4/8～5/10	27m ³	5,443円

同年6月	5/11~6/8	22m ³	4,686円
同年7月	6/9~7/7	13m ³	3,174円
同年8月	7/8~8/8	9m ³	2,458円
同年9月	8/9~9/7	11m ³	2,883円
同年10月	9/8~10/7	18m ³	4,370円

コ 東畦野宅の上下水道の使用量は、次のとおりである。

調定月	使用水量	支払合計		
			うち水道料金	うち下水道料金
令和3年8月	22m ³	6,116円	3,410円	2,706円
同年10月	20m ³	5,610円	3,080円	2,530円
同年12月	27m ³	7,381円	4,235円	3,146円
令和4年2月	22m ³	6,116円	3,410円	2,706円
同年4月	30m ³	8,140円	4,730円	3,410円
同年6月	33m ³	8,899円	5,225円	3,674円
同年8月	25m ³	6,875円	3,905円	2,970円
同年10月	33m ³	8,899円	5,225円	3,674円

サ 当委員会が、櫻井に対し、高槻市宅の電気、ガス、水道の使用量の分かる資料の提出を求めたところ、プライバシー等を理由に提出しない旨の回答があった。

シ 櫻井が提出した診療費請求書兼領収書には、本件期間中、令和4年7月20日、8月5日、同月24日、9月5日、同月28日に、川西市内の整形外科で診療を受けていたことが記載されている。

ス 櫻井の長男は、川西市内の保育園に在園しており、櫻井が提出した在園証明書には、令和4年7月は20日、同年8月は19日、同年9月は16日、同年10月は19日登園していることが記載されている。

セ 櫻井が提出したETCカードの利用明細では、本件期間中、高速道路を利用している記録は確認できない。

ソ 櫻井のSNSには、本件期間中、令和4年7月28日、同月30日、8月9日、同月24日、9月15日、同月27日、同月28日、同月30日、10月5日、同月6日に、川西市内で政治活動を行ったことが投稿されている。

タ 当委員会が、東畦野宅の近隣住民に聞き取り調査を実施したところ、近隣住民2名から次のような証言が得られた。

(7) それほど深い付き合いがあるわけではなく、時々見かけて挨拶をする程度であるが、お子さん2人と暮らしていることは知っている。また、一時期は状況が違ったというような記憶はない。

(4) 私もよく会うし、私の主人もよく会うと言っている。だいたい夕方、18時から19時ぐらいの間、帰宅される時にマンションで会うことが多い。お互い犬を飼っているので、犬の散歩中に外で出くわすことも多い。私も働いているので、さすがに毎日とまでは会わないが、ちゃんと住んでいると思う。生活音は感じるし、お子さんの声が少し聞こえることもある。また、一時期は住んでいないと思ったようなことはない。

チ 当委員会が、高槻市宅の近隣住民に聞き取り調査を実施したところ、近隣住民1名から次のような証言が得られた。

(7) 深い付き合いがあるわけではなく、詳しくは分からないが、ご主人が引っ越してきてからは、奥さんやお子さんはたまに見かける程度で、一緒に住んでいるという感じはしない。また、一時期は

状況が違ったというような記憶はない。

- ツ 当委員会が、櫻井の立会いのもと、東畦野宅を検証したところ、次のことが確認できた。
- (7) 東畦野宅には、洋室が2部屋、和室が1部屋、LDK、トイレ、洗面所、風呂がある。
 - (4) 西側の洋室は、検証時には櫻井の長女が自室として使用しており、長女の布団、本棚、ハンガーラック、エアコン、扇風機等が設置されていたが、本件期間においては、物置として使用していた旨の説明があった。また、押し入れには、長女の洋服、移動用ペットケージ、石油ファンヒーター等が収納されていた。なお、当該エアコンは、本件期間の後に購入した旨の説明があった。
 - (7) 東側の洋室は、検証時には櫻井が仕事部屋として使用しており、机、椅子、布団、掃除機、エアコン、加湿器、子供用トランポリン等が設置されていたが、本件期間においては、櫻井の長女が自室として使用していた旨の説明があった。また、押し入れには、櫻井と長女の洋服等が収納されていた。なお、当該エアコンは、本件期間の後に購入した旨の説明があった。
 - (4) 和室には、布団、加湿器、エアコン、子供の絵本等があり、押し入れには櫻井と長男の洋服等が収納されていた。なお、櫻井と長男は、和室で寝ている旨の説明があった。
 - (4) LDKは、中央に仕切り棚等が設置され、空間が2つに区切られており、仕切り棚には、書類、本、子供の玩具等が収納されていた。また、L側には、テレビ、空気清浄機、卓袱台、子供用キックバイク等があった。
 - (4) DK側には、エアコン、掃除機、冷蔵庫(146L)、電子レンジ、トースター、炊飯器(5合炊き)、ガスコンロ(2口)、ノートパソコン、小さな机、スツール2脚、調理器具、食器類等があった。なお、本件期間中はIHクッキングヒーターを使用しており、本件期間後、ガスコンロに買い換えた旨の説明があった。
 - (4) DK側には、櫻井が飼育している犬のケージが設置されており、検証時にはケージ内に犬が1頭存在した。
 - (7) 洗面所には、洗濯機(5kg洗い)が設置されており、洗面台には歯ブラシや化粧品等が置かれていた。
 - (7) 風呂はユニットバスであり、シャンプー、ボディソープ、子供の玩具、清掃用品等が置かれていた。
 - (4) バルコニーには物干し竿が2本、ハンガー掛け等が設置されていた。
 - (4) 駐車場には、櫻井が所有する軽自動車1台が駐車していたほか、駐輪場には原動機付自転車と自転車が各1台、保管されていた。
- テ 当委員会が、櫻井に対し、本件期間における携帯電話端末、携帯電話基地局、Wi-Fiルーター等に記録されている位置情報が分かる資料の提出を求めたところ、プライバシー等を理由とし、提出しない旨の回答があった。

(2) 坂口について認定した事実

- ア 坂口は、平成26年5月21日を転入日とし、川西市加茂1丁目19番20—502号(加茂宅の住所)を新住所地とする転入届を、同年5月22日に提出している。
- イ 坂口が提出した加茂宅の重要事項説明書(建物賃貸借用)には、借主として坂口本人が記載されている。
- ウ 令和元年9月29日に交付された坂口の運転免許証には、加茂宅の住所が記載されている。
- エ 加茂宅の電気の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和4年7月	6/9~7/10	122kWh	3,158円
同年8月	7/11~8/8	173kWh	4,677円
同年9月	8/9~9/8	145kWh	3,843円
同年10月	9/9~10/11	122kWh	3,158円

なお、令和4年6月以前の電気の使用量が分かる資料は、坂口から提出されなかった。

オ 加茂宅のガスの使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和4年8月	不明	不明	3,904円
同年9月	8/3～9/2	15.3m ³	3,489円
同年10月	9/3～10/2	16.6m ³	3,606円

なお、令和4年7月以前のガスの使用量が分かる資料は、坂口から提出されなかった。

カ 加茂宅の上下水道の使用量は、次のとおりである。

調定月	使用水量	支払合計		
			うち水道料金	うち下水道料金
令和3年10月	13m ³	4,570円	2,464円	2,106円
同年12月	12m ³	4,422円	2,376円	2,046円
令和4年2月	11m ³	4,273円	2,288円	1,985円
同年4月	12m ³	4,422円	2,376円	2,046円
同年6月	10m ³	4,125円	不明	不明
同年8月	14m ³	4,719円	2,552円	2,167円
同年10月	13m ³	4,570円	2,464円	2,106円

キ 坂口が提出した領収書には、本件期間中、令和4年7月29日、同月31日、8月8日、同月19日、同月25日、同月26日、同月30日、9月4日、同月7日、同月8日、同月14日、同月15日、同月21日、10月1日、同月12日、同月15日に、加茂宅周辺等で日用品の購入、飲食店での支払い等が行われたことが記載されている。

ク 坂口が提出した領収書には、本件期間中、令和4年9月1日、同月8日、同月13日、同月14日に、川西市内の郵便局で郵便物を差し出したことが記載されている。

ケ 坂口が提出した領収書には、本件期間中、令和4年9月27日に、川西市内のコンビニエンスストアで公的書類の交付を受けたことが記載されている。

コ 坂口が提出したインターネット購入の履歴には、令和4年7月12日に、日用品を購入し、加茂宅に同月19日を配送希望日としていることが確認できる。

サ 坂口が提出した坂口本人宛ての郵便物（3通）には、送付先として加茂宅の住所が記載されているが、消印が不明瞭であり、完全には年月日を特定できない。

シ 当委員会が、吹田市宅の坂口の母親に聞き取り調査を実施したところ、次のような証言が得られた。

(7) ここには、私と（坂口の）妹一家が暮らしており、娘（坂口）は住んでいない。娘（坂口）が来るのは、せいぜい1か月か2か月に1回ぐらいの頻度で、事前に連絡がある場合もあるし、ふらっと寄る場合もある。たまに泊まっていくこともあるが、そんなに多くはなく、その時は2階のリビングで寝ている。

ス 当委員会が、吹田市宅の近隣住民に聞き取り調査を実施したところ、近隣住民1名から次のような証言が得られた。

(7) 坂口のことは小さい頃から知っているが、今はたまに見かけるくらいであり、ここには住んでいない。また、一時期は状況が違ったような記憶もない。

セ 当委員会は、2度にわたり、加茂宅の同一フロアの住民に聞き取り調査を試みたが、いずれも住民が

不在であり、証言を得ることができなかった。

ソ 加茂周辺での坂口の地域活動について、申立人は、坂口がほとんど参加していないと主張する一方、坂口は、一定の地域活動を行っていると言明したため、当委員会が、坂口に対し、活動実態が分かる資料の提出を求めたところ、第三者のプライバシー等を理由とし、提出しない旨の回答があった。

なお、坂口のSNSには、本件選挙の期日である令和4年10月16日に、坂口が地域のスポーツイベントに参加している記事が投稿されている。

タ 上記の他、坂口のSNSには、本件期間中、令和4年10月11日、同月15日に、川西市市内での自身の選挙運動の様子を投稿した記事がシェア等されている。

チ 坂口が提出した加茂宅の内部等を撮影した画像によると、次のことが確認できた。

(7) 加茂宅は、トイレ、風呂付きのワンルームマンションである。

(8) 室内には、布団、テレビ、洗濯機(4.2kg洗い)、収納棚、冷蔵庫(146L)、電子レンジ、カセット式ガスコンロ、調理器具、食器類、ドライヤー、エアコン、扇風機、空気清浄機、卓袱台、傘、ゴルフバック(白地にピンクライン)等が置かれていた。

(9) 風呂はユニットバスであり、洗面用具等が置かれていた。

(10) 坂口が提出した図面には、バルコニーが記載されているが、バルコニーを撮影した画像の提出はなかった。

(11) 坂口が提出した画像によると、坂口は加茂宅に自転車1台を保有している。また、画像の提出はなかったが、坂口は当委員会の質問に対し、バイクを保有していると証言している。

ツ 当委員会が、坂口に対し、本件期間における携帯電話端末、携帯電話基地局、Wi-Fiルーター等に記録されている位置情報が分かる資料の提出を求めたところ、プライバシー等を理由とし、提出しない旨の回答があった。

(3) 角田について認定した事実

ア 角田は、令和3年6月23日を転入日とし、川西市大和東から、大阪府池田市畑4丁目13-13(池田市宅の住所)を新住所地とする転入届を、同年6月23日に提出しており、さらに、令和4年6月1日を転入日とし、大阪府池田市畑4丁目13-13から、川西市けやき坂1丁目6番地の15(けやき坂宅の住所)を新住所地とする転入届を、同年6月3日に提出している。

イ けやき坂宅は、角田の実家であり、角田の両親が居住している。

ウ 池田市宅は賃貸物件であり、角田の転出後も、角田の妻と長女が居住していたが、令和5年4月28日に、川西市小花2丁目7-5-704(小花宅の住所)に転居し、その後は小花宅において、角田、妻、長女の3人で同居している。

エ 角田の提出した児童手当支給事由消滅通知書には、角田の長女に係る児童手当について、角田が池田市から川西市に転出したことを理由に、令和4年6月1日付けで支給事由が消滅した旨が記載されている。

オ 角田は、川西市内において、重症心身障害児のための児童発達支援及び放課後等デイサービス事業(事業所名:児童デイサービスやっほ)並びに障害児(者)のための訪問看護ステーション事業(事業所名:訪問看護ステーションとびら)を展開する、とびらの代表取締役である。

カ とびらの所在地は川西市緑台3丁目3番地39であり、けやき坂宅からの距離はGoogle Mapの測定によれば約2kmである。

キ とびらの法人登記には、代表取締役としての角田の住所が、令和4年6月1日を移転日とし、大阪府池田市畑4丁目13番13号(池田市宅の住所)から、川西市けやき坂1-6-15(けやき坂宅の住所)に変更する内容で、同年6月27日に登記されている。

ク 申立人が提出した資料からは、川西市がとびらに対し、児童発達支援事業所整備促進事業補助金を交付していることが確認できる。

ケ 当委員会が、角田に対し、とびらの直近3期分の決算書の提出を求めたところ、本件審査の申立てに必要なと考えるとの理由により、提出しない旨の回答があった。

コ 角田が提出したETCカード(名義人はとびら)の利用明細では、本件期間中、兵庫県内や大阪府内において、頻繁に高速道路を利用していることが確認できるが、乗り口や降り口は、特定のものに集中しているわけではない。

サ 角田の運転免許証に記載された住所は、令和4年6月27日付けで、池田市宅の住所から、けやき坂宅の住所に変更されている。

シ 角田のSNSには、本件期間中、令和4年9月20日、同月22日、同月24日、同月26日、同月27日、同月29日、同月30日、10月1日、同月3日、同月4日、同月5日、同月6日、同月7日に、川西市内で政治活動を行ったことが投稿されている。

このうち、9月20日、同月22日、同月26日、同月27日、同月29日、10月3日、同月7日は、川西市内の駅前での朝立ちの様子を、午前5時台に投稿したものであり、9月30日、10月4日は午前4時台に投稿されている。

ス 角田のSNSには、令和4年9月19日に、久しぶりに家族水入らずで過ごす旨が投稿されている。

セ 角田が提出した池田市宅から小花宅への引っ越しに係る作業内容書には、2トン車2台、梱包・積み込み作業員3人という記載が確認できる。

ソ けやき坂宅の電気の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和4年7月	7/1~7/31	541kWh	24,679円
同年8月	8/1~8/31	489kWh	26,764円
同年9月	9/1~9/30	431kWh	27,805円
同年10月	不明	不明	不明

なお、令和4年7月から9月の電気の使用量については、日毎の使用量も明らかとなっており、7月は最小8kWh・最大30kWh、8月は最小9kWh・最大30kWh、9月は最小8kWh・最大29kWhである。

タ けやき坂宅のガスの使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和3年7月	6/19~7/19	15m ³	3,562円
同年8月	7/20~8/20	10m ³	2,786円
同年9月	8/21~9/17	10m ³	2,817円
同年10月	9/18~10/19	15m ³	3,639円
同年11月	10/20~11/18	27m ³	5,427円
同年12月	11/19~12/17	27m ³	5,502円
令和4年1月	12/18~1/20	111m ³	17,206円
同年2月	1/21~2/18	99m ³	16,458円
同年3月	2/19~3/22	89m ³	15,646円
同年4月	3/23~4/19	39m ³	8,034円
同年5月	4/20~5/20	24m ³	5,703円
同年6月	5/21~6/20	17m ³	4,498円
同年7月	6/21~7/20	12m ³	3,612円

同年8月	7/21～8/22	8m ³	2,858円
同年9月	8/23～9/20	10m ³	3,297円
同年10月	9/21～10/20	27m ³	6,230円

チ けやき坂宅の上下水道の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用水量	支払合計		
			うち水道料金	うち下水道料金
令和3年6月	31m ³	8,393円	4,895円	3,498円
同年8月	29m ³	7,887円	4,565円	3,322円
同年10月	26m ³	7,128円	4,070円	3,058円
同年12月	34m ³	9,152円	5,390円	3,762円
令和4年2月	29m ³	7,887円	4,565円	3,322円
同年4月	26m ³	7,128円	4,070円	3,058円
同年6月	30m ³	8,140円	4,730円	3,410円
同年8月	29m ³	7,887円	4,565円	3,322円
同年10月	40m ³	10,670円	6,380円	4,290円

ツ 池田市宅の電気の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和3年7月	6/11～7/12	237kWh	5,503円
同年8月	7/13～8/15	330kWh	7,946円
同年9月	8/16～9/12	217kWh	5,052円
同年10月	9/13～10/12	159kWh	3,607円
同年11月	10/13～11/11	217kWh	5,186円
同年12月	11/12～12/12	420kWh	10,982円
令和4年1月	12/13～1/16	887kWh	24,991円
同年2月	1/17～2/13	651kWh	18,463円
同年3月	2/14～3/10	507kWh	14,179円
同年4月	3/11～4/12	296kWh	7,736円

同年5月	4/13～5/15	280kWh	7,568円
同年6月	5/16～6/12	171kWh	3,968円
同年7月	6/13～7/12	238kWh	6,532円
同年8月	7/13～8/11	285kWh	8,121円
同年9月	8/12～9/12	312kWh	9,314円
同年10月	9/13～10/13	202kWh	6,055円

テ 池田市宅のガスの使用量は、次のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和3年8月	7/16～8/18	14m ³	2,812円
同年9月	8/19～9/15	14m ³	2,856円
同年10月	9/16～10/15	16m ³	3,217円
同年11月	10/16～11/16	28m ³	4,941円
同年12月	11/17～12/15	35m ³	5,949円
令和4年1月	12/16～1/18	66m ³	10,228円
同年2月	1/19～2/16	121m ³	18,436円
同年3月	2/17～3/17	121m ³	19,321円
同年4月	3/18～4/15	88m ³	14,790円
同年5月	4/16～5/18	45m ³	8,429円
同年6月	5/19～6/16	19m ³	4,294円
同年7月	6/17～7/15	13m ³	3,232円
同年8月	7/16～8/18	10m ³	2,682円
同年9月	8/19～9/15	7m ³	2,124円
同年10月	9/16～10/18	11m ³	3,008円

ト 池田市宅の上下水道の使用量は、次のとおりである。

請求月	使用水量	支払合計		
			うち水道料金	うち下水道料金
令和3年7月	39m ³	5,171円	3,465円	1,596円

同年9月	44m ³	9,284円	6,094円	3,080円
同年11月	46m ³	9,922円	6,545円	3,267円
令和4年1月	48m ³	10,560円	6,996円	3,454円
同年3月	48m ³	10,560円	6,996円	3,454円
同年5月	47m ³	10,240円	6,770円	3,360円
同年7月	43m ³	8,964円	5,868円	2,986円
同年9月	40m ³	8,008円	5,192円	2,706円
同年11月	28m ³	2,521円	1,650円	761円

ナ 角田が提出した領収書には、本件期間中、川西市内で食料品、日用品の購入、飲食店での支払い等が行われたことが記載されているが、当該支払いが角田自身に係るものか、けやき坂宅で同居している角田の両親に係るものかは、当該領収書からは判別できない。

ニ 当委員会が、池田市宅の近隣住民に聞き取り調査を実施したところ、近隣住民1名から次のような証言が得られた。

(7) もう引っ越してしまっただが、以前、角田一家が住んでいたことは知っている。当時は子供を連れて、未就学園時の集い場にもよく来ていた。

(8) 子供が幼稚園に通うようになってからは、自転車で送っていく奥さんの姿は時々見かけていたが、ご主人の姿は見えていないように思う。ただ、日中は仕事をしていただろうし、正直よく分からない。

ヌ 当委員会が、けやき坂宅の角田の両親に聞き取り調査を実施したところ、次のような証言が得られた。

(7) 息子は、奥さんと子供と一緒に池田市の借家に住んでいたが、選挙に出るとなると、一人だけここに戻ってきた。子供は幼稚園に通っていて、すぐには園を変われないし、池田市の借家も一定期間は住むという約束で借りていたから、すぐには退去できず、そういうことになった。

(8) 実家のものを使えばいいからということで、家具や家電などは、ほとんど持ってきていなかった。体ひとつ、着替えと選挙道具ぐらいだったと思う。

(9) 仕事だけでなく、選挙に向けての活動が忙しかったので、いつも朝早く出て行って、夜も遅く帰ってくる感じだった。朝食を自分たちと一緒に食べることはなく、夕食はこちらが用意していたものを食べることもあった。

(10) 週末などは、池田市宅に帰ることもあったが、帰らない時でも、ビデオ通話で子供と会話したり、コミュニケーションを取っていたようだ。

(11) 会社には車で通勤しており、住み始めた最初の頃は、家の前に駐車していたが、近所の人に指摘されたので、実家から少し離れたところにある駐車場を借りて、そこまでは自転車で移動していた。

ネ 市委員会が、原決定に当たって、角田の妻に質問した時の記録によると、角田の妻は、夫が池田市宅に帰宅するのは週1回程度であったと証言している。

ノ 当委員会が、角田に対し、本件期間における携帯電話端末、携帯電話基地局、Wi-Fiルーター等に記録されている位置情報が分かる資料の提出を求めたところ、プライバシー等を理由とし、提出しない旨の回答があった。

(4) 内山について認定した事実

ア 内山が提出したケアマインドの人事報には、令和3年10月1日付けでリハビリデイこころ川西南の所長（管理者）が発令され、その後、令和4年7月1日付けで、同年8月30日までの期間限定役職として、全事業所のマネージャーが発令されていることが確認できる。

イ 内山がケアマインドに提出した退職届には、令和4年9月13日を最終出勤日とし、同年10月15日に退職する旨が記載されており、同年8月31日にケアマインドに受理されていることが確認できる。

ウ 市委員会から提出のあった証拠書類によれば、本件選挙の選挙会は令和4年10月16日の開票終了後、

直ちに開催され、同月17日には、市委員会が内山に対し、公選法第101条の3の規定による当選の旨の告知を行っていることが確認できる。

4 当委員会の判断

当委員会は、認定した事実、申立人の陳述、申立人及び参加人の質問に対する回答を基に、本件期間における櫻井、坂口、角田の生活の実体を推認し、櫻井、坂口、角田の住所について判断した。また、角田、内山が、自治法第92条の2に規定する関係を有しているかについても判断した。その結果は、次のとおりである。

(1) 櫻井の居住実態について

ア 東畦野宅での居住実態

(7) 東畦野宅の電気の使用料金

総務省統計局実施の家計調査によると、近畿地方における2人以上世帯及び単身世帯の1月当たりの電気の使用金額は、次のとおりである。

	令和3年 10月～12月	令和4年 1月～3月	令和4年 4月～6月	令和4年 7月～9月 【本件期間】
2人以上世帯	9,515円	14,453円	11,271円	11,251円
単身世帯	5,041円	7,553円	5,370円	6,573円

※ 総務省家計調査【第3表 都市階級・地方別1世帯当たり1か月間の収入と支出（単身世帯のうち勤労者世帯）】及び【第4-1表 都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格】に基づき作成（以下同じ）

東畦野宅における電気の使用金額と比較すると、

- ① 令和4年7月から同年9月までの支出金額は平均6,856円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯をやや上回るものであったこと
- ② 令和4年4月から同年6月までの支出金額は平均5,393円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯とほぼ同程度であったこと
- ③ 令和4年1月から同年3月までの支出金額は平均9,679円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯を上回るものであったこと
- ④ 令和3年10月から同年12月までの支出金額は平均5,922円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯をやや上回るものであったこと

が認められる。

なお、申立人は、電気の使用量を比較するためのデータとして、価格・COMの電気料金比較で用いられる使用量を基にしているが、価格・COMのホームページには、「総務省統計局（平成23年社会生活基本調査）などによる属性別の行動データをもとに、当社が設定する独自の前提条件にもとづいて試算するものです。」と記載されており、根拠が一部、不明瞭であることから、当該データを用いるのは適切ではないと判断した。

(1) 東畦野宅のガス使用料金

総務省統計局実施の家計調査によると、近畿地方における2人以上世帯及び単身世帯の1月当たりのガス（都市ガス）の使用金額は、次のとおりである。

	令和3年 10月～12月	令和4年 1月～3月	令和4年 4月～6月	令和4年 7月～9月 【本件期間】
2人以上世帯	3,433円	6,556円	4,880円	2,901円

単身世帯	2,673円	4,174円	3,700円	2,041円
------	--------	--------	--------	--------

東畦野宅におけるガスの支出金額と比較すると、

- ① 令和4年7月から同年9月までの支出金額（請求月としては令和4年8月～同年10月分）は平均3,237円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと
- ② 令和4年4月から同年6月までの支出金額（請求月としては令和4年5月～同年7月分）は平均4,434円であり、家計調査の2人以上世帯をやや下回り、単身世帯を上回るものであったこと
- ③ 令和4年1月から同年3月までの支出金額（請求月としては令和4年2月～同年4月分）は平均6,019円であり、家計調査の2人以上世帯をやや下回り、単身世帯を上回るものであったこと
- ④ 令和3年10月から同年12月までの支出金額（請求月としては令和3年11月～令和4年1月分）は平均4,275円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと

が認められる。

なお、申立人は、ガスの使用量を比較するためのデータとして、関西電力のホームページに掲載されている一般家庭のガス平均使用量を基にしているが、当該ホームページには、「関電ガスをご利用中の「はぴeみる電」会員さまデータ（2020年～2021年の年間使用量の平均値）より算出しています。」と記載されており、対象期間が本件期間と異なることから、当該データを用いるのは適切ではないと判断した。

(7) 東畦野宅の上下水道の使用水量

上下水道の使用料金は、自治体によって大きな差があり、総務省統計局実施の家計調査による使用料金の比較は適当でないと判断し、世帯人員別の平均使用水量を公表している、東京都水道局実施の令和2年度生活用水実態調査を基に判断する。

生活用水実態調査によれば、1か月あたりの平均使用水量は、単身世帯で8.1m³、2人世帯で14.9m³、3人世帯で19.9m³であり、東畦野宅における使用水量と比較すると、

- ① 令和4年7月から同年10月までの使用水量（調定月としては令和4年8月～同年10月分）は平均14.5m³であり、生活用水実態調査の2人以上世帯とほぼ同程度であったこと
- ② 令和3年7月から令和4年6月までの使用水量（調定月としては令和3年8月～令和4年6月分）は平均12.8m³であり、生活用水実態調査の2人以上世帯をやや下回り、単身世帯を上回るものであったこと

が認められる。

(8) 上記(7)から(9)によれば、電気の使用金額や上下水道の使用水量は、本件期間中はもとより、それ以前の期間においても、家計調査や生活用水実態調査の2人以上世帯とほぼ同程度か、やや下回ることが多いが、単身世帯を上回っている。また、ガスの支出金額は、本件期間中は、家計調査の2人以上世帯を上回っており、それ以前の期間においては、家計調査の2人以上世帯をやや下回ることとはあっても、単身世帯を上回っている。

櫻井の長男が幼児であることや、櫻井の長女は電気や水道を多く使用する生活スタイルではないと櫻井が証言していることを踏まえれば、家計調査の2人以上世帯を一部下回るとしても、単身世帯を上回っているのであるから、それだけをもって、櫻井が東畦野宅に居住していなかった証明とはならない。

(9) 申立人は、異議申出を提出する直前の8日間のうち2日しか、櫻井の車が東畦野宅の駐車場に停まっていなかったことがあると主張するが、申立人が確認したのは、本件期間外の状況であり、また櫻井は、長女も車を使用することがある、東畦野宅の近くの別の場所に駐車することもであると証言していることから、東畦野宅に当該車が駐車していなかったとしても、それだけをもって、櫻井が東畦野宅に居住していなかった証明とはならない。

(10) 申立人は、櫻井が提出したETCの記録には記載されていなくても、櫻井が複数のETCカードを保有しており、実際には高速道路を利用し、川西市と高槻市を頻繁に往復していることも考えられると主張するが、その証拠を示しておらず、当該主張には理由がない。

また、東畦野宅から高槻市宅までは、高速道路を利用すれば短時間で移動することが可能である

が、櫻井は当委員会に対し、長男がまだ幼く、運転中に急な停車を余儀なくされることもあるため、一般道を使用していると証言しており、櫻井が本件期間中も含め、しばしば高槻市宅を訪れているにもかかわらず、ETCの記録に川西市と高槻市の移動が記載されていないとしても、不自然ではない。

- (k) 櫻井が提出した在園証明書には、本件期間中、櫻井の長男が川西市内の保育園に継続して登園していたことが記載されているが、上記(カ)のとおり、櫻井が高速道路を使用し、川西市と高槻市の移動を行っていた事実はなく、また、高速道路を使用しなければ、特に通勤時間帯等では相当の時間を要すると見込まれることを踏まえれば、櫻井の長男は、東畦野宅から登園していたと判断するのが相当である。
- (l) 申立人は、櫻井が本件選挙後に骨折していたことに触れ、東畦野宅には階段などなく、高槻市宅の階段で足を踏み外したと考えられると主張するが、それを裏付ける証拠を示しておらず、当該主張に理由はない。一方、櫻井は当委員会に対し、東畦野宅のマンションの外階段で骨折したと証言しており、当委員会も、現地調査において、東畦野宅に外階段があることを確認している。
- また、仮に、櫻井が骨折した場所が、申立人が主張するように、東畦野宅ではなく、高槻市宅であったとしても、櫻井は高槻市宅を訪れることがあったのであるから、そのことをもって、櫻井が東畦野宅に居住していないことにはならない。
- (m) 櫻井のSNSには、本件期間中、川西市内で政治活動を行ったことが頻繁に投稿されており、櫻井が既に川西市議会議員であったことも踏まえれば、櫻井の政治活動面の中心は、川西市内にあったと判断するのが相当である。
- (n) 申立人は、起臥寝食の場所を正確に把握するため、携帯電話のGPS情報、携帯電話の基地局の情報、各住居のWi-Fiルーター等の経路履歴を調査すべきと主張し、当委員会も櫻井に対し、当該資料の提出を求めたが、前述のとおり、櫻井からは資料を提出しない旨の回答があった。
- このため、携帯電話のGPS情報、携帯電話の基地局の情報、各住居のWi-Fiルーター等の経路履歴を、櫻井の住所を判断する材料とすることはできなくなったが、もとより当該資料を提出するかどうかは、参加人の任意である。

イ 夫との同居

- (o) 申立人は、夫のみが高槻市宅に住み、櫻井と長男、長女の3人が東畦野宅に住んでいるなど常識的に考えづらいと主張するが、櫻井は当委員会に対し、夫の両親の介護等があったため、やむを得ず別々に暮らしていると証言しており、櫻井と夫が別々に生活を送っていることには、合理的な理由が見受けられる。
- (p) 申立人は、自らが実施した高槻市宅の周辺住民への聞き込みの結果、「小さい子供がいる」、「自治会費を奥さんから受け取った」という証言を得たと主張するが、櫻井は、しばしば長男を連れて、夫が住む高槻市宅を訪れ、そのまま宿泊することもあったのであるから、高槻市宅の周辺で、櫻井の姿が目撃されることは、むしろ自然であり、それだけをもって、櫻井が高槻市宅に居住していることにはならない。
- (q) 当委員会が実施した高槻市宅の周辺住民への聞き取り調査において、「奥さんやお子さんはたまに見かける程度で、一緒に住んでいるという感じはしない」という証言を得ている一方、東畦野宅の周辺住民への聞き取り調査においては、「さすがに毎日ではないが、よく会うし、生活音も聞こえる。ちゃんと住んでいると思う」という証言を得ており、これらは、夫と出会っていたのは、1週間から2週間に一度の頻度であったとする櫻井の証言と矛盾しない。
- (r) 申立人は、高槻市宅の光熱水の使用量を調査すれば、高槻市宅で、夫のみが生活しているのか、櫻井や長男も同居しているのかを推認する根拠となり得ると主張する。確かに、東畦野宅の光熱水の使用量に加えて、高槻市宅での光熱水の使用量が明らかとなれば、櫻井の住所を、より確度をもって推認することが可能となると考えられ、当委員会は櫻井に対し、当該資料の提出を求めたが、前述のとおり、櫻井からは資料を提出しない旨の回答があった。
- このため、高槻市宅の電気・ガス・水道の使用量を、櫻井の住所を判断する材料とすることはできなくなったが、もとより当該資料を提出するかどうかは、参加人の任意である。
- (s) 申立人は、前述した主張のほか、櫻井の夫の住所についても調査すべきと主張するが、本件審査の申立ての争点は、あくまでも、本件期間における櫻井の生活の本拠についてであり、当委員会としては、櫻井の夫の住所に関する調査は必要ではないと判断した。

ウ 小括

以上のことから、櫻井の主張には、著しい不合理があるとは言えず、櫻井が提出した証拠物件、当委員会が調査した内容とも矛盾しない。一方、申立人の主張の多くは、単なる推量の域を出ず、櫻井の主張を覆すような客観的証拠は見当たらない。

よって、本件期間中、櫻井は、高槻市宅で夫と同居していたのではなく、東畦野宅に生活の本拠を有していたと推認した。

(2) 坂口の居住実態について

ア 加茂宅での居住実態

(7) 電気の使用料金

総務省統計局実施の家計調査を基に、近畿地方における単身世帯の1月当たりの電気の支出金額(前掲)と、加茂宅における電気の支出金額を比較すると、

- ① 令和4年7月から同年9月の電気の支出金額(請求月としては令和4年8月～同年10月分)は平均3,893円であり、家計調査の単身世帯を下回るものであったことが認められる。

(4) ガスの使用料金

総務省統計局実施の家計調査を基に、近畿地方における単身世帯の1月当たりのガス(都市ガス)の支出金額(前掲)と、加茂宅におけるガスの支出金額を比較すると、

- ① 令和4年7月から同年9月のガスの支出金額(請求月としては令和4年8月から同年10月分)は平均3,666円であり、家計調査の単身世帯を上回るものであったことが認められる。

(6) 上下水道の使用水量

東京都水道局実施の令和2年度生活用水実態調査(前掲)と、加茂宅における使用水量を比較すると、

- ① 令和4年7月から同年10月までの使用水量(調定月としては令和4年8月～同年10月分)は平均6.8㎡であり、生活用水実態調査の単身世帯を下回るものであったこと

- ② 令和3年9月から令和4年6月までの使用水量(調定月としては令和3年10月～令和4年6月分)は平均5.8㎡であり、生活用水実態調査の単身世帯を下回るものであったことが認められる。

(5) 上記(7)から(4)によれば、本件期間中、電気の支出金額や上下水道の使用水量は、家計調査や生活用水実態調査の単身世帯を下回る一方、ガスの支出金額は、単身世帯を上回っている。

加茂宅には、基本的に朝と夜しかおらず、水道代を抑えるために節水を心がけていると坂口が証言していることを踏まえれば、電気の支出金額や上下水道の使用水量が、家計調査や生活用水実態調査の単身世帯を下回っていたとしても、それだけをもって、坂口が加茂宅に居住していなかった証明とはならない。

(4) 申立人は、坂口の不在時に部屋の明かりが灯っていたことがある、ベランダに坂口とは異なる男性がいるのを見かけたことがある、当該人物が運転する車に坂口が同乗しているのを見たことがある等と主張するが、坂口は当委員会に対し、父親や知人が訪問することもあると証言しており、それらの目撃情報があるからといって、坂口が加茂宅に居住していない証明とはならない。

また、坂口は、知人の所有する車を借りることもあると証言しており、加茂宅の駐車場に、申立人が目撃した車が駐車されていたからといって、坂口が加茂宅に居住していない証明とはならない。

(3) 申立人は、自身が目撃した上記(4)の男性こそが、加茂宅の真の居住者である可能性があるとして主張するが、坂口が提出した加茂宅の内部の画像には、女性用と思われる品々が写っており、居宅内部の様子からは、男性が常時、生活していると推認することはできない。

(2) 申立人は、自身が目撃した加茂宅の内部の様子が、市議会議員が何年も暮らしているとは思えないほど狭すぎると主張するが、坂口が提出した加茂宅の内部の画像からは、一通りの家財道具が揃っていることが確認でき、当該主張は採用できない。

(1) 坂口が提出した領収書からは、本件期間中、加茂宅周辺等で日用品の購入や飲食店での支払い等が行われていることが確認でき、その内容は少額・少量のものが多く、坂口は「自炊はあまりしていなかった」と証言しており、矛盾はない。

(0) 坂口のSNSには、本件選挙の期間中、自身の選挙運動の様子を投稿した記事がシェア等されて

おり、坂口が既に川西市議会議員であったことも踏まえれば、坂口の政治活動面の中心は、川西市内にあったと判断するのが相当である。

(イ) 申立人は、坂口が平成26年の川西市議会議員選挙においても、住所要件に関し、当選無効の異議の申出をされていることを指摘し、当時の市委員会の決定が杜撰だったなどと主張するが、本件選挙における坂口の住所の認定には直接関係がなく、当該主張には理由がない。

(ロ) 申立人は、起臥寝食の場所を正確に把握するため、携帯電話のGPS情報、携帯電話の基地局の情報、各住居のWi-Fiルーター等の経路履歴を調査すべきと主張し、当委員会も坂口に対し、当該資料の提出を求めたが、前述のとおり、坂口からは資料を提出しない旨の回答があった。

このため、携帯電話のGPS情報、携帯電話の基地局の情報、各住居のWi-Fiルーター等の経路履歴を、坂口の住所を判断する材料とすることはできなくなったが、もとより当該資料を提出するかどうかは、参加人の任意である。

イ 実家での同居

(ア) 申立人は、坂口が加茂宅に住んでおらず、実家である吹田市宅で母親と同居していると聞き及んでいると主張するが、吹田市宅には、坂口の母親と妹一家が生活しており、川西市内に自身の住居を有し、川西市内で議員活動を行う坂口が、あえて市外の吹田市宅を生活の本拠とすることに、合理的な理由は見当たらない。

(イ) 当委員会が実施した吹田市宅の周辺住民への聞き取り調査において、「たまに見かけるくらいであって、ここには住んでいない」という証言を得ており、「吹田市宅には、正月など年に数回しか訪れない」とする坂口の証言や、「娘が来るのは、せいぜい1か月か2か月に1回くらいの頻度」とする坂口の母親の証言と矛盾しない。

(ロ) 申立人は、坂口の生活の本拠を正確に判断するためには、吹田市宅の光熱水の使用量を調査する必要があると主張するが、上記(ア)、(イ)のとおり、坂口が吹田市宅に居住しているとは認めるに足る証拠はなく、坂口自身が主張するように、たまに実家を訪れる程度であると考えるのが相当であり、当委員会としては、吹田市宅の光熱水の使用量に関する調査は必要ではないと判断した。

ウ 小括

以上のことから、坂口の主張には、著しい不合理があるとは言えず、坂口が提出した証拠物件、当委員会が調査した内容とも矛盾しない。一方、申立人の主張の多くは、単なる推量の域を出ず、坂口の主張を覆すような客観的証拠は見当たらない。また、加茂宅や吹田市宅の他、坂口の生活の本拠として推認され得る、具体的な場所も存在しない。

よって、本件期間中、坂口は、吹田市宅で母親等と同居していたのではなく、加茂宅に生活の本拠を有していたと推認した。

(3) 角田の居住実態について

ア けやき坂宅での居住実態

(イ) けやき坂宅の電気の使用料金

総務省統計局実施の家計調査を基に、近畿地方における2人以上世帯及び単身世帯の1月当たりの電気の使用金額（前掲）と、けやき坂宅における電気の使用金額を比較すると、

① 令和4年7月から同年9月までの使用金額は平均26,416円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったことが認められる。

(ロ) けやき坂宅のガス使用料金

総務省統計局実施の家計調査を基に、近畿地方における2人以上世帯及び単身世帯の1月当たりのガス（都市ガス）の使用金額（前掲）と、けやき坂宅におけるガスの使用金額を比較すると、

① 令和4年7月から同年9月までの使用金額は平均3,256円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと

② 令和4年4月から同年6月までの使用金額は平均6,078円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと

③ 令和4年1月から同年3月までの使用金額は平均16,437円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと

④ 令和3年10月から同年12月までの使用金額は平均4,856円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと

が認められる。

なお、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日以降、けやき坂宅のガス使用量を前年同時期と比較した結果は、次のとおりである。

請求月	7月分	8月分	9月分	10月分
令和4年使用量	12m ³	8m ³	10m ³	27m ³
令和3年使用量	15m ³	10m ³	10m ³	15m ³
増減 (m ³)	▲3m ³	▲2m ³	±0m ³	+12m ³

※ 6月分については、令和3年使用量が不明なため、比較ができない。

(f) けやき坂宅の上下水道の使用水量

東京都水道局実施の令和2年度生活用水実態調査（前掲）と、けやき坂宅における使用水量を比較すると、

- ① 令和4年7月から同年10月までの使用水量（請求月としては令和4年8月～同年10月分）は平均17.3m³であり、生活用水実態調査の3人世帯を下回り、2人世帯を上回るものであったこと
- ② 令和4年3月から同年6月までの使用水量（請求月としては令和4年4月～同年6月分）は平均14m³であり、生活用水実態調査の3人世帯を下回り、2人世帯とほぼ同程度であったこと
- ③ 令和3年11月から令和4年2月までの使用水量（請求月としては令和3年12月～令和4年2月分）は平均15.8m³であり、生活用水実態調査の3人世帯を下回り、2人世帯を上回るものであったこと

が認められる。

なお、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日以降、けやき坂宅の使用水量を前年同時期と比較した結果は、次のとおりである。

請求月	6月分	8月分	10月分
令和4年使用水量	30m ³	29m ³	40m ³
令和3年使用水量	31m ³	29m ³	26m ³
増減 (m ³)	▲1m ³	±0m ³	+14m ³

(g) 上記(ア)から(イ)によれば、電気やガスの支出金額、上下水道の使用水量は、本件期間中、家計調査や生活用水実態調査の2人以上世帯を上回っている。

また、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日以降、ガスの使用量、上下水道の使用水量は、前年同時期と比較し、10月分こそ明確な増加が認められるが、その他の月分については、ほぼ同程度か、微減である。

しかし、角田は当委員会に対し、朝早くけやき坂宅を出かけ、夜は22時以降に帰宅する生活であり、食事朝は取らず、夜も実家で食べることは少なかった、入浴も帰宅後に軽くシャワーを流す程度であったと証言しており、光熱水の使用量が前年同時期とほぼ同程度であったとしても、それだけをもって、角田がけやき坂宅に居住していなかった証明とはならない。

(h) 申立人は、本件選挙の前に、けやき坂宅の近くで角田の車を見かけたことがなく、周辺には民間の月極駐車場が存在しないので、角田が本件期間中、けやき坂宅に住んでいなかった証拠になると主張する。

しかし、角田は、当委員会に対し、近くに住む妹の家の敷地に駐車しており、けやき坂宅から駐車場所までは自転車で行っていたと証言しており、申立人からそれを覆す客観的証拠の提出もないことから、申立人の主張は採用できない。

(i) 申立人は、角田が、「長女が幼稚園に通っており、引っ越しできない」、「賃貸契約期間に拘束があ

り、その間は引っ越しできない」と話していたとして、角田の生活の本拠が、実際には池田市宅のままであったと主張する。

しかし、角田は、当委員会に対し、まさにそうした理由により、自身一人で実家暮らしをすることとなったのであり、本件選挙に当選すれば、将来的に、家族を川西市内に呼び寄せるとつもりだったと証言しており、不自然ではない。

- (3) 申立人は、角田が市委員会に対し、政治活動用事務所看板に貼付する証票の交付を申請したのが本件選挙の直前であるのだから、けやき坂宅に居住するようになったのも、同じく本件選挙の直前に違いないと主張するが、公選法第143条第16項第1号に規定する政治活動用事務所看板と、公職の候補者等の住居は何ら関係がなく、申立人の主張には理由がない。
- (4) 角田のSNSには、本件期間中、川西市内で政治活動を行ったことが頻りに投稿されており、当委員会において確認した最初の投稿は、令和4年9月20日であることから、角田の政治活動面の中心は、少なくとも同年9月下旬には、川西市内にあったと判断するのが相当である。
- (5) また、角田のSNSには、朝の4時台や5時台から、川西市内の駅前で、朝立ちをする様子が投稿されており、早朝に出かけていたというのは、居住していない者の典型的な言い訳であるとする申立人の主張は採用できない。
- (6) 申立人は、起臥寝食の場所を正確に把握するため、携帯電話のGPS情報、携帯電話の基地局の情報、各住居のWi-Fiルーター等の経路履歴を調査すべきと主張し、当委員会も角田に対し、当該資料の提出を求めたが、前述のとおり、角田からは資料を提出しない旨の回答があった。

このため、携帯電話のGPS情報、携帯電話の基地局の情報、各住居のWi-Fiルーター等の経路履歴を、角田の住所を判断する材料とすることはできなくなったが、もとより当該資料を提出するかどうかは、参加人の任意である。

イ 池田市宅での居住実態

(7) 池田市宅の電気の使用料金

総務省統計局実施の家計調査を基に、近畿地方における2人以上世帯（前掲）と、池田市宅における電気の支出金額を比較すると、

- ① 令和4年7月から同年9月までの支出金額（請求月としては令和4年8月～同年10月分）は平均7,830円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯を上回るものであったこと
- ② 令和4年4月から同年6月までの支出金額（請求月としては令和4年5月～同年7月分）は平均6,023円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯をやや上回るものであったこと
- ③ 令和4年1月から同年3月までの支出金額（請求月としては令和4年2月～同年4月分）は平均13,459円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと
- ④ 令和3年10月から同年12月までの支出金額（請求月としては令和3年11月～令和4年1月分）は平均13,720円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと

が認められる。

なお、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日以降、池田市宅の電気の使用量を前年同時期と比較した結果は、次のとおりである。

請求月	7月分	8月分	9月分	10月分
令和4年使用量	238kWh	285kWh	312kWh	202kWh
令和3年使用量	237kWh	330kWh	217kWh	159kWh
増減（m ³ ）	+1kWh	▲45kWh	+95kWh	+43kWh

(8) 池田市宅のガスの使用料金

総務省統計局実施の家計調査を基に、近畿地方における2人以上世帯の1月当たりのガス（都市ガス）の支出金額（前掲）と、池田市宅におけるガスの支出金額を比較すると、

- ① 令和4年7月から同年9月までの支出金額は平均2,679円であり、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯を上回るものであったこと

- ② 令和4年4月から同年6月までの支出金額は平均9,171円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと
- ③ 令和4年1月から同年3月までの支出金額は平均15,995円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと
- ④ 令和3年10月から同年12月までの支出金額は平均4,702円であり、家計調査の2人以上世帯を上回るものであったこと

が認められる。

なお、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日以降、池田市宅のガスの使用量を前年同時期と比較した結果は、次のとおりである。

請求月	8月分	9月分	10月分
令和4年使用量	10m ³	7m ³	11m ³
令和3年使用量	14m ³	14m ³	16m ³
増減 (m ³)	▲4m ³	▲7m ³	▲5m ³

(g) 池田市宅の上下水道の使用水量

東京都水道局実施の令和2年度生活用水実態調査（前掲）と、池田市宅における使用水量を比較すると、

- ① 令和4年7月から同年10月までの使用水量（請求月としては令和4年7月～同年11月分）は平均18.5m³であり、生活用水実態調査の3人世帯をやや下回り、2人世帯を上回るものであったこと
- ② 令和4年3月から同年6月までの使用水量（請求月としては令和4年3月～同年7月分）は平均23m³であり、生活用水実態調査の3人世帯を上回るものであったこと
- ③ 令和3年11月から令和4年2月までの使用水量（請求月としては令和3年11月～令和4年3月分）は平均23.7m³であり、生活用水実態調査の3人世帯を上回るものであったこと

が認められる。

なお、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日以降、池田市宅の使用水量を前年同時期と比較した結果は、次のとおりである。

請求月	7月分	9月分	11月分
令和4年使用水量	43m ³	40m ³	28m ³
令和3年使用水量	39m ³	44m ³	46m ³
増減 (m ³)	+4m ³	▲4m ³	▲14m ³

(e) 上記(ア)及び(イ)によれば、電気やガスの支出金額は、本件期間中、家計調査の2人以上世帯を下回り、単身世帯を上回るものであったが、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日より前の期間においては、家計調査の2人以上世帯を上回っていたことを踏まえれば、電気やガスの支出金額の変動と角田の転居との間に、一定の相関関係が見受けられる。

(f) 上記(ウ)によれば、上下水道の使用水量は、本件期間中、生活用水実態調査の3人世帯をやや下回り、2人世帯を上回るものであったが、角田がけやき坂宅に転居した令和4年6月1日より前の期間においては、生活用水実態調査の3人世帯を上回っていたことを踏まえれば、上下水道の使用水量の変動と角田の転居との間に、一定の相関関係が見受けられる。

(h) 申立人は、角田の長女が池田市宅から同市内の幼稚園に通っていたことに触れ、その事実を、角田が川西市内に住所を有していなかった根拠とすべきであると主張するが、角田自身が、池田市宅から幼稚園までの送迎を毎日行っていたとする証拠の提出はなく、申立人の主張には理由がない。

また、当委員会が実施した池田市宅の近隣住民への聞き取り調査でも、子供を幼稚園に送っているのは、角田ではなく、角田の妻であるという証言を得ている。

- (3) 申立人は、角田の妻と娘が、池田市宅から小花宅に引っ越しした際、トラック2台、普通車1台、作業員4人の体制で、丸一日かけて作業が行われており、その荷物量の多さから、妻と子供の2人世帯ではないと主張する。

しかし、角田は、当委員会に対し、実家であるけやき坂宅には家財道具が一通り揃っていたため、池田市宅から持ち込んだのは、自身の洋服が主であったと証言しており、池田市宅には洋服以外の身の回りのものが残されていたのであるから、引っ越しの際の荷物量が多かったからといって、角田が池田市宅に居住していた証明とはならない。

ウ 小括

以上のことから、角田の主張には、著しい不合理があるとは言えず、角田が提出した証拠物件、当委員会が調査した内容とも矛盾しない。一方、申立人の主張の多くは、単なる推量の域を出ず、角田の主張を覆すような客観的証拠は見当たらない。

よって、本件期間中、角田は、池田市宅で妻や娘と同居していたのではなく、けやき坂宅に生活の本拠を有していたと推認した。

(4) 角田の請負関係について

ア とびらが行う事業等

- (7) 申立人は、角田が代表取締役を務めるとびらに関し、川西市から受けている補助金や給付金の内容、金額、それらの事業収支における割合等について、市委員会が検討していないと主張するが、とびらが行う重症心身障害児のための児童発達支援及び放課後等デイサービス事業は、利用者と事業所との契約に基づき、サービス提供が行われるものであり、川西市に対し、所定の役務の給付を行うものではない。

同様に、とびらが行う障害児（者）のための訪問看護ステーション事業についても、医療保険制度に基づき、利用者と事業所との間で診療が行われるものであり、川西市に対し、所定の役務の給付を行うものではない。

- (8) 重症心身障害児のための児童発達支援及び放課後等デイサービス事業の利用料は、利用者の自己負担分を除けば、最終的に、国、都道府県、市町村がそれぞれ財源負担している。

同様に、障害児（者）のための訪問看護ステーション事業の医療費は、利用者の自己負担分を除けば、最終的に、国、都道府県、市町村、被保険者が財源負担している。

- (9) これらは児童福祉法や国民健康保険法等の規定に基づき、国や地方公共団体が、当然に財源負担するものであり、サービス提供事業所に対して支払われる給付費等の一部に、市の財源負担分が含まれているとしても、自治法第92条の2が兼業禁止の規定を置いている趣旨に照らせば、議員としての職務執行の公正、適性を損なうおそれがあるとは認められない。

- (10) とびらは、川西市から児童発達支援事業所整備促進事業補助金の交付を受けていることが確認できるが、総務省行政課長通知によれば、議員が無限責任社員等を務める企業等が、当該地方公共団体から自治法第232条の2の規定による補助金の交付を受けることについては、贈与に類するものであり、特段の事情がある場合を除き、同法第92条の2の請負に該当するものではないとされている。従って、当該補助金の交付を受けているからといって、角田には、当選の告知を受けた日から5日以内に、同法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出をする義務はない。

- (11) なお、角田からは、とびらの直近3期分の決算書の提出がなかったため、とびらの業務量の全容を把握することができなかったが、上記(7)から(9)のとおり、とびらの中心的な事業である、重症心身障害児のための児童発達支援及び放課後等デイサービス事業並びに障害児（者）のための訪問看護ステーション事業は、川西市に対し、所定の役務の給付を行うものではなく、給付費等の一部に、市の財源負担分が含まれているとしても、自治法第92条の2に規定する関係を有する者に当たるとは認められない。

イ 小括

以上のことから、角田には、公選法第104条の規定による、自治法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出をする義務はなく、当該届出をしていないからといって、その当選を失うことはない。

(5) 内山の請負関係について

ア 当選人となった時点の職業

- (7) 内山が提出したケアマインドの人事報によれば、令和3年10月1日付けでリハビリデイこころ川

西南の所長（管理者）が発令され、その後、令和4年7月1日付けで、同年8月30日までの期間限定役職として、全事業所のマネージャーが発令されているが、同年8月31日からは、何ら役職に就いていなかったと判断できる。

- (4) さらに、内山が提出したケアマインド宛での退職届には、令和4年10月15日に退職する旨が記載され、当該退職届がケアマインドに受理されていることから、本件選挙に関し、公選法第101条の3の規定による当選の告知を受けた同年10月17日の時点で、内山はケアマインドの社員ではなかったと判断できる。
- (5) 内山は、議員の兼業禁止の規定について認識しており、「そのまま勤務していても問題ないだろうと判断していたが、疑念を持たれないため、一旦、退職することとなった」と主張しており、本件選挙の期間中に、ケアマインドを退職したことに不自然はない。
- (6) 申立人は、内山が選挙期間中にケアマインドを退職し、当選後、再度、雇用契約を交わしたことについて、請負関係と認定されないための偽装であると主張するが、単なる推量の域を出ず、当該主張を裏付ける客観的証拠は示されていない。

イ 小括

以上のことから、本件選挙の当選の告知を受けた令和4年10月17日の時点で、内山はケアマインドの社員ではなかったのであるから、ケアマインドの事業の内容や、内山のケアマインドにおける地位や権限を確認するまでもなく、内山には、公選法第104条の規定による、自治法第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出をする義務はなく、当該届出をしていないからといって、その当選を失うことはない。

- 5 以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張には理由がないことから、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年3月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

教示

公選法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。